

## 提供する代表的なサービス

### 介護保険 (自己負担は1割\*)

(管理栄養士が行う)  
居宅療養管理指導

同一建物居住者以外の場合 533 単位  
同一建物居住者の場合 452 単位

\*平成 27 年 8 月から、所得の高い方の自己負担は  
2 割になります

### 医療保険 (自己負担は3割\*)

在宅患者訪問栄養食事指導

同一建物居住者以外の場合 530 点  
同一建物居住者の場合 450 点

\*保険の種類によって自己負担の割合は変わります



ともに、利用者あるいは患者宅に訪問して、食事や栄養管理の方法を具体的に指導します。サービス提供には、医師による指示や「特別食」の提供が必要との判断等が必要です。介護保険の認定を受けている場合、介護保険と医療保険には給付調整があり、注意が必要です。皆様の身近にこれら訪問栄養食事指導を実施する管理栄養士がいない場合、都道府県栄養士会等が設立している「栄養ケア・ステーション」(あるいは、都道府県栄養士会) にご照会ください。

お問い合わせは

ご存知ですか？

栄養管理、低栄養の改善に

# 管理栄養士の訪問サービス

地域包括ケアシステム  
構築の一助として  
管理栄養士の活用を  
お願いします



フレイルへの介入や  
訪問栄養食事指導等を通じて  
地域の高齢者の  
健康づくりに  
貢献します



# 介護保険事業者の皆さん、医療関係者の皆さん、地域行政関係者の皆さん、 私たち管理栄養士が、皆さんと協働して、地域での栄養ケア活動に貢献します 介護保険や健康保険を使って、利用者・患者さんに必要なサービスを提供します



管理栄養士を職員として雇用している場合は、その職員がサービスを提供しますが、いない場合でも、フリーランスその他の管理栄養士と個別に契約を結んでサービスを提供する方法や、栄養ケア・ステーション\*にご相談いただき、派遣の手続きを含めて地域活動のできる管理栄養士を紹介する方法等もあります。

\* 栄養ケア・ステーションとは、(公社)日本栄養士会・都道府県栄養士会等が開設する、管理栄養士が地域住民の皆様へ栄養ケアを提供するサービスステーションです。場所などがわからない場合は、都道府県の栄養士会へお問い合わせください。

